

# 商工会だより

第199号

令和7年3月1日

揖斐川町商工会

揖斐川町上南方165-1 TEL 22-6185 FAX 22-2561

URL <https://www.gifushoko.or.jp/ibigawa/>

## 税務

### ☆令和6年度分確定申告

確定申告の期限が近づいてまいりました。商工会では、皆様の経営をサポートするために、税務相談や申告書の作成を行っております。3月6日(木)から3月17日(月)までの税務指導は受付順で対応致します。1人当たりの申告時間を短縮するため、以下の点を改めて確認頂きご来館下さい。

- ・帳簿内容(経費等)の確認
- ・必要書類(収入証明や控除証明等の書類)の確認
- ・インボイス番号を登録された事業者は、税務署より送られる「適格請求書発行事業者の登録通知書」等を忘れずにお持ちください。



## 表彰

### ☆永年勤続従業員表彰に係る推薦について

会員事業所の活力向上と地域社会の繁栄をめざし、令和7年度通常総会において、長年職務に精励し、広く地域社会等に貢献された優秀な従業員の方々の表彰を行う予定です。詳細につきましては、後日正式な文書でご案内させていただきますので、ご確認下さい。

## 経営

### ☆無料法律相談会 「弁護士による無料窓口相談会」をご利用ください!

売上回収・取引契約、消費者からのクレームをはじめ、労働者・労働契約、賃金・労働時間、事業承継・相続などさまざまな法律問題に対して、お困り事はありませんか。商工会では、弁護士と直接相談できる無料法律相談会を開催しています。

3月の開設日

**3月11日(火) OKBふれあい会館**

◇各回、定員は先着4名様です。事前に商工会までお申込み(ご予約)下さい。本事業は、解決策をアドバイスするものであって、弁護士がご相談内容に関する書類作成等を行うものではありません。

安心 安全 国がつくった

# 小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金に不安を感じたら

無理のない月額で積立をしたい

## 制度の特長

### 1 経営者のための**退職金制度**

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

### 2 掛金は**全額所得控除**

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

### 3 受取時も**税制メリット**

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

退職金の準備を  
中小機構が  
お手伝いします

他にもこんな特徴があります。

- ・月々の掛金は1,000円から
- ・契約者貸し付けの利用が可能
- ・共済金の受給権は差押禁止

共済相談室 TEL.050-5541-7171 【受付時間】平日 9:00~17:00

## オンラインで加入申込み受付中

加入後の一部手続きも**オンライン**で可能。  
掛金払込証明書の電子交付、掛金月額の増額減額、住所等の変更 など

小規模企業共済制度の詳しい内容は

2次元コード又はホームページから  
ご確認ください。

小規模共済

検索



Be a Great Small.  
中小機構

2024

お問い合わせ先  
揖斐川町商工会 揖斐川町上南方165-1 TEL:0585-22-6185